

# 日本国憲法を変えないで！！

日本を再び「戦争する国」にしないために



人権・自由がない暗い国にしないために

1945年、第2次大戦は終わりました。この戦争で、日本は中国、インドシナ、フィリピンなどアジアの国々に攻め込み、さらに米英と開戦し、2000万人といわれる多くの人々を犠牲にし、300万人の日本人の命も、戦死や、広島・長崎の原爆投下や、沖縄戦、東京など大空襲で失われました。

戦争が終わったとき、私たち（の親の、祖父の世代）は、この悲惨な戦争を二度と繰り返してはならないという思いで、それまでの明治の「大日本帝国憲法」に換えて、あたらしい「日本国憲法」をもちました。

この憲法の特徴は、①平和主義＝戦争の放棄と、②国民主権、③自由・人権の尊重です。憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言」しています（前文）。

平和主義＝戦争の放棄については、第九条で「①日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する、②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」としています。

このため、日本は戦後、今日まで、戦争によって外国の人を一人も殺したことはありません。これが日本国憲法をもつ戦後の日本の誇りであり、いま紛争の絶えない中東やアフリカ地域を含めて、日本が「平和国家」として高い評価を得ている源になっています。イラクに派遣された陸上自衛隊は、交戦することなく（一発の銃弾を撃つこともなく）、一人の損傷もなく引き揚げることができました。これは、現地の武装勢力の間にも「日本の自衛隊は向うからは撃つてこないから、あえて攻撃するな」という見方が定着していたため、といわれています。もし日本が憲法を変えて「世界で戦争する国」になったら、世界の人々の日本を見る眼は一変し、またテロに襲われる危険性も増すでしょう。



## 尖閣諸島をめぐる紛争も、平和的解決で

いま、尖閣諸島の領有権をめぐる中国との間に紛争があります。しかし、日中両国が結んだ平和友好条約(1978)は、両国が「相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する」とし

ています。これは、日本国憲法第九条①項と同じですね。日中両国政府はこれを守らねばならず、意見の違いや紛争は平和的に解決する以外になく、それがいちばん現実的です。「軍事力による解決」は非現実的で大変危険です。

## 憲法のもうひとつの柱 「人権」



戦前の「大日本帝国憲法」のもとでは、国民の権利はまったく認められていませんでした。天皇は絶対的な権力者で、国民は「天皇陛下の赤子」(赤ん坊)であり、その命は「鴻毛(鳥の羽)より軽い」とされてきました。召集令状(赤紙)1枚で戦争に狩り出され、上官の命に従って、中国やいろいろな、日本が攻め込んだ国々の人々を虐殺するなどの行為をさせられ、そして、戦

死しました。

議会はありましたが、それは、天皇を補佐するものでしかありませんでした。国民は主権者ではなかったのです。

なによりも言論の自由がありませんでした。戦争に反対するもの、国民の自由を求めるとは投獄され、人々が街で不満を洩らすと、憲兵が聞きつけて、逮捕されました。まさに、暗黒時代でした。

このような時代に再び戻らないように、日本国憲法の第97条はっています。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対して、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」

この日本国憲法を守りぬき、  
子孫に手渡していきましょう。

学習会

三題ばなし

集団的自衛権  
日米安保と地位協定  
TPP

- 7月12日(金)午後6時30分～
- 多摩市民館5階 第1学習室にて

憲法9条を守る立場から、3つのテーマを落語の三題噺(さんだいばなし)的に、ユーモアをもって考えてみましょう。(本当は笑い話どころではありません!) 皆さんの参加をお待ちしています。